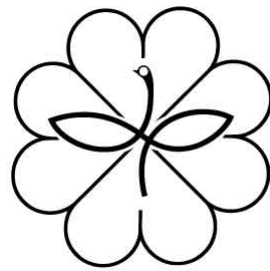


令和7年度

事業計画並びに収入支出予算書



神奈川県民生委員児童委員協議会

* 神奈川県民児協の組織 *

神奈川県民児協は、193 の単位民児協会長をもって構成される総会を基盤とし、各市町村民児協会長である理事による理事会、さらに各ブロックを代表する理事で構成される常任理事会、正副会長で構成される正副会長会をもって運営しています。

神奈川県民児協は、会員の代表である市町村民児協会長、法定単位民児協会長によって運営されています。

なお、神奈川県民児協事務局は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が担っています。



- 総会:事業計画および予算や事業報告および決算、規程の制定および改廃などを審議します。
- 理事会:事業執行に関する重要な事項や総会に付議する事項、総会の議決で委任された事項などを審議します。
- 常任理事会:理事会に付議する事項や事業執行に関する事項、理事会の議決で委任された事項などを協議します。
- 監事会(監事):本会の会計及び会務を監査します。
- 総合企画委員会:神奈川県民児協の活動方針・計画、事業内容について検討を行います。学識経験者、各ブロックを代表する民生委員・児童委員、主任児童委員等から構成されています。
- 広報委員会:神奈川県民児協機関紙『県民児協だより』の企画、編集を行います。各ブロックを代表する民生委員・児童委員、主任児童委員で構成されています。

も く じ

I 令和7年度事業計画

- 重点目標 1
- 事業内容
 - 1 会務の運営と企画調整機能の強化 2
 - 2 個別支援を基本とした民生委員・児童委員活動の確立、単位民児協活動の強化 3
 - 3 児童委員活動の推進（基盤づくり） 3
 - 4 研修事業の実施 4
 - 5 情報提供の強化 4
 - 6 全国・関東ブロック会議等への参加 4
 - 7 関係機関・団体との連携、協働 4

II 令和7年度収入支出予算書

- 1 収入の部 5
- 2 支出の部 6

III 会則・要綱

- 1 会 則 10
- 2 総合企画委員会設置要綱 14
- 3 広報委員会設置要綱 15
- 4 ブロック別活動運営要綱 16
- 5 県民児協役員及び会員の旅費支給要綱 17
- 6 県民児協互助事業運営要綱 19

IV 名簿

- 1 役 員 名 簿 24
- 2 単位民児協会長名簿 25
- 3 市町村民児協名簿 32

県民児協キャラクター

みんぴょん



令和 7 年度神奈川県民生委員児童委員協議会事業計画

民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しやすい環境づくりに向けた取り

組みの充実

令和 7 年は、すべての団塊の世代が後期高齢者となる年であり、超高齢社会による様々な影響は 2025 年問題と呼ばれ、国では年齢を問わず全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことが重要とする全世代型社会保障の構築に向けた施策を進めています。一方、既存の制度では解決が困難な孤独・孤立やひきこもり、ヤングケアラー等の問題は引き続き残されており、自らも地域住民の一員として支え合いの活動を行う民生委員・児童委員へ期待されています。

令和 7 年は 12 月に全国で民生委員・児童委員の一斉改選が行われます。民生委員・児童委員を取り巻く現状や課題を押さえながら、民生委員・児童委員活動（制度）がこれからも続くよう、なり手の確保や新任委員等へのサポート、委員の多様化への対応等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて、次の事業に取り組みます。

<重点目標>

1. 社会的孤立を防ぐための個別支援活動の推進

委員活動の中心となる個別支援機能。「身近な相談相手」として委員自身が安心して相談役を担うためには対応の基本の理解やつなぎ先を知ること、困ったときの相談先の情報把握等が必要です。民生委員・児童委員、主任児童委員との連携や交流、新任委員等の知識習得や参加のしやすさ、県委託研修等とのテーマ・内容の整理等を視野に入れながら、学習機会の充実を図るとともに、委員活動に資する情報の収集・発信に取り組みます。

2. 複雑・多様化する課題を受け止め、つなぐための多様な機関・団体との連携

地域における生活課題は複雑・多様化しており、一人の人や一つの機関での解決は難しい状況にあります。委員は「つなぎ役」として関係機関・団体とのネットワークを生かした活動が強みとなります。この強みを生かし地域の課題解決につながるよう、地域包括支援センター等の専門機関や地区社協、自治会や学校等、分野を問わず他機関との連携強化に向けた取り組みを進めます。

3. 持続可能な委員活動（制度）のための取り組み

委員活動の理解促進やなり手確保につながるよう、幅広い世代や自治会等の関係者に対する PR の強化、市町村・単位民児協運営の充実に向けた助成事業等の活用促進、成果と課題の普及を図ります。また、委員の多様化への対応（仕事・子育て・介護をしながらの委員活動に関するアンケート調査結果の活用等）や、一斉改選も踏まえて新任委員等への支援に向けた取り組み等に取り組みます。

＜事業内容＞

1. 会務の運営と企画調整機能の強化

本会の適正な運営並びに事業の企画、実施を検討するため、次の会議を開催します。

- | | | |
|----------------------|-------------|---------|
| (1) 会務の運営 | 重点 1 | ※予定 |
| ① 総会(決算総会、臨時総会、予算総会) | | 年 3 回開催 |
| ② 理事会 | | 年 6 回開催 |
| ③ 常任理事会 | | 年 5 回開催 |
| ④ 正副会長会議 | | 年 2 回開催 |
| ⑤ 監事会 | | 年 1 回開催 |

(2) 企画調整機能の強化

- ① 総合企画委員会等 年 2～3 回開催 **重点 3**
「神奈川県版民生委員児童委員活動強化方策」(令和 4～8 年度)の進行管理や地域版活動強化方策の策定支援、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて、期の浅い委員へのサポート等に係る取り組みを行います。
- ② 広報委員会 年 4 回開催
機関紙「県民児協だより」の企画及び編集、県民児協ホームページの活用に向けた検討を行います。
- ③ 通信員連絡会 年 1 回開催
地域の動き、意見を反映させるため市町村民児協に通信員を設置、連絡会を開催します。

(3) 市町村民児協事務局との連絡調整 **重点 3**

- ① 市町村民児協事務担当者会議 年 2 回
本会事業の実施にあたっての事務連絡の他、事務局相互の意見交換や情報交換等をととして、事務局間の連携を図ります。
- ② 市町村民児協事務局の情報支援
各市町村民生委員児童委員協議会事務局への情報支援として、研修や会議の日程などの事務連絡を電子メールにより随時配信する他、民生委員・児童委員活動に資する情報等の提供を行います。

(4) 関係機関・団体との連絡調整

- ① 県並びに関係機関との連絡調整会議 **重点 2**
従来から実施されている連絡調整会議を引き続き実施するとともに、日常的な情報交換や意見調整が十分に行われるよう配意します。
- ・ 県行政と常任理事との懇談会
 - ・ 児童相談所所長と常任理事との連絡調整会議

(5) 会員慶弔事業

全国互助事業並びに県民児協互助事業を各要綱に則して実施します。

2. 個別支援を基本とした民生委員・児童委員活動の確立、単位民児協活動の強化

(1) 地域福祉活動促進費の交付

市町村民児協が民生委員・児童委員活動や研修の充実を目的として実施する事業への支援として、助成金を交付します。

(2) 民生委員児童委員活動推進事業等の助成 **重点3**

多様化する住民ニーズや地域の福祉課題に沿った単位民児協または市町村民児協事業に対し、経費を助成します。また、全国共励事業の指定単位民児協(2地区指定)に対し、県民児協としても助成を行います。なお、指定単位民児協への助成は、2ヶ年指定で実施されます。

単位民児協(2ヶ所): 三浦市・秦野市 <令和7・8年度の2ヶ年>

(3) 地域版活動強化方策の策定支援 **重点3**

地域版活動強化方策の策定にあたり、経費の助成や出張講座、オンデマンド等を活用した研修会等に取り組みます。

- ・地域版活動強化方策策定支援助成金
- ・地域版活動強化方策策定出張講座
- ・地域版活動強化方策策定支援研修会

(4) ブロック活動の強化に向けた支援 **重点3**

地域社会の課題が複雑化し、それぞれの地域の特質により民生委員・児童委員活動上の課題が生じている状況をふまえ、各ブロックにおける取り組みに対し支援を図ります。

令和7年度は、「持続可能な委員活動(制度)のための取り組み」、「災害に備える民生委員児童委員活動」、「児童委員と主任児童委員等との連携による子ども・子育て世帯への支援」をブロック共通テーマとし、各ブロックの実情にあわせてテーマを選択し取り組みます。

(5) 民生委員児童委員活動保険加入促進事業の実施

民生委員・児童委員活動中に発生すると思われる事故に対する補償を目的とした保険加入のための経費を助成し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境を整えます。

(6) 生活福祉資金の活用、社会福祉協議会との協働の促進

低所得、障がい者、高齢者世帯の生活自立支援に向けて生活福祉資金制度の活用を図るとともに、社会福祉協議会などの関係機関との協働を強め、要援護世帯への支援が迅速に行われるようにします。

3. 児童委員活動の強化(基盤づくり) **重点1**

子ども・子育てをめぐる現状や課題を踏まえながら、主任児童委員に期待されている役割や活動を改めて押さえるとともに、主任児童委員同士の交流・情報交換の機会を設けます。

また、そこでの意見等も踏まえながら、児童委員、主任児童委員の連携・協働も視野に入れた学びや交流・情報交換等の機会を設けていきます。

(1) 主任児童委員連絡会議

(2) 児童委員・主任児童委員活動推進会議

4. 研修事業の実施 **重点 1**

昨今の生活課題や施策動向、民児協機能の強化等を見据え、知識の習得や民生委員・児童委員、主任児童委員の連携等にもつながるよう研修テーマを設定します。また、研修の目的や内容を踏まえながら、参加のしやすさや参加者同士の交流促進、県委託研修等とのテーマ・内容等の整理等を視野に入れ取り組みます。

- (1) 市町村民児協会長研修会
- (2) 単位民児協会長研修会

※課題別研修は県・横須賀市委託研修事業の活用により実施します。

5. 情報提供の強化

- (1) 県民児協だよりの発行 **重点 1**

会員全員を対象とする唯一の情報支援手段であり、会員の意見や活動の交流、活動に役立つ情報を収集し、発行します。〔部数〕 5,000 部 〔回数〕 年 4 回 (6・9・12・3 月発行)

- (2) 民生委員・児童委員活動の広報の強化 **重点 1**

民生委員・児童委員活動が円滑に進められるよう、継続的に広く民生委員・児童委員活動の周知を様々な媒体を通じて行います。

幅広い世代・地域の関係者等に対する委員活動の理解促進 (PR 動画の放映、YouTube 配信、デジタルサイネージ、県民児協のキャラクター『**みんぴょん**』の活用等) を図ります。

- (3) ホームページ活用による情報発信と共有 **重点 3**

ホームページの活用による迅速で分かりやすく、委員活動や民児協運営に資する情報発信の強化を図ります。

●県民児協ホームページでは、各市町村や単位民児協においても更新が可能です。更新方法等については市町村民児協にご確認ください。



スマートフォンで
確認できます。

6. 全国・関東ブロック会議等への参加

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会 | 令和 7 年 7 月 10～11 日 埼玉県熊谷市
熊谷文化創造館さくらめいと他 |
| (2) 全国民生委員児童委員大会 | 令和 7 年 9 月 4～5 日 北海道札幌市
北海きたえーる他 |
| (3) 民生委員・児童委員リーダー研修会 | 令和 7 年 10 月 30～31 日 (2 日間)
全社協・灘尾ホール |
| (4) 全国児童委員・主任児童委員活動研修会 | 令和 7 年 8 月 7～8 日 (2 日間)
全社協・灘尾ホール |
| (5) 全国民生委員指導者研修会 (全国民生委員大学) | 令和 8 年 2 月 4 日～6 日 (3 日間)
ロフォス湘南 (神奈川県逗子市) |

7. 関係団体・機関との連携、協働

- (1) 県社会福祉審議会・県児童福祉審議会、その他県主催の会議等への参加・協力
- (2) 県・横須賀市委託研修事業への協力 (民生委員児童委員研修事業：会長部会長研修、新任研修、テーマ別研修)
- (3) 共同募金運動、社会を明るくする運動等への参加・協力
- (4) 高齢者、青少年、障がい者等の関連団体事業への参加・協力
- (5) 県社協「福祉タイムズ」への協力

令和 7 年度神奈川県民生委員児童委員協議会 収入支出予算書

(収入の部)

(単位:円)

科目			本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
大区分	中区分	小区分				
1.	会費		28,801,000	28,886,000	△85,000	
	1. 会費		28,801,000	28,886,000	△85,000	
		1. 会費	28,801,000	28,886,000	△85,000	年会費@6,500×実数見込
2.	補助金		14,774,000	9,883,000	4,891,000	
	1. 補助金		5,152,000	5,247,000	△95,000	
		1. 補助金	5,152,000	5,247,000	△95,000	神奈川県 4,173,000 横須賀市 979,000
	2. 全社協助成金		8,846,000	3,885,000	4,961,000	
		1. 全国互助共励事業助成金	8,846,000	3,885,000	4,961,000	互助事業費補助 6,993,000 共励事業費補助 524,000 取扱事務費補助 1,329,000
	3. 県社協助成金		776,000	751,000	25,000	
		1. 民生委員部会助成金	776,000	751,000	25,000	
3.	諸収入		39,000	39,000	0	
	1. 雑収入		39,000	39,000	0	
		1. 物資斡旋収入	9,000	9,000	0	民生委員物品売上金
		2. 雑収入	30,000	30,000	0	預金利息、図書斡旋等
4.	積立金取崩収入		8,545,000	2,927,000	5,618,000	
	1. 積立金取崩収入		8,545,000	2,927,000	5,618,000	
		1. 退任記念品取崩収入	4,279,000	107,000	4,172,000	
		2. 一斉改選積立金取崩収入	1,302,000	0	1,302,000	
		3. 運用準備積立金取崩収入	2,964,000	2,820,000	144,000	
5.	繰入金		10,000	10,000	0	
	1. 繰入金		10,000	10,000	0	
		1. 基本財産繰入金	10,000	10,000	0	
6.	繰越金		0	2,200,000	△2,200,000	
	1. 繰越金		0	2,200,000	△2,200,000	
収入合計			52,169,000	43,945,000	8,224,000	

※ 千円未満は切り捨て

(支出の部)

(単位:円)

科 目			本年度予算	前年度予算	比較増減 (△)	説 明
大区分	中区分	小区分				
1.	運 営 費		14,907,000	14,814,000	93,000	
	1. 役 員 費		1,734,000	1,426,000	308,000	
		1. 役員会費	1,671,000	1,363,000	308,000	正副会長会議 47,000 常任理事会 281,000 理 事 会 1,136,000 監 事 会 31,000 総 会 176,000
		2. 役員旅費	22,000	22,000	0	正副会長・各種委員会委員等
		3. 役員交際費	31,000	31,000	0	大会参加費・慶弔費用
		4. 支援・交流費	10,000	10,000	0	
	2. 管 理 費		13,173,000	13,388,000	△ 215,000	
		1. 職員旅費	6,000	6,000	0	事務局職員
		2. 需用費	520,000	520,000	0	消耗品費 10,000 印刷製本費 484,000 来客接待費 26,000
		3. 役務費	428,000	337,000	91,000	送金手数料、通信運搬費
		4. 借料及び損料	551,000	248,000	303,000	会議室使用料 484,000 会計ソフト管理料 67,000
		5. 備 品 費	10,000	10,000	0	
		6. 負 担 金	11,658,000	12,257,000	△ 599,000	全社協互助共励会費 8,419,000 全民児連会費 3,102,000 関プロ会費 89,000 県内団体会費等 48,000
		7. 関プロ負担金	0	0	0	主催県負担分
		8. 賃 金	0	10,000	△ 10,000	
2.	育成事業費		24,580,000	25,761,000	△ 1,181,000	
	1. 研 修 費		5,661,000	6,651,000	△ 990,000	
		1. 研修会費	2,712,000	4,124,000	△ 1,412,000	市町村民児協会会長研修 592,000 単位民児協会会長研修 1,108,000 児童委員活動推進関連事業 754,000 P C リース料 97,000 研修企画用通信運搬費等 161,000 ※課題別集中講座は県・横須賀市委託研修と一体的実施 ※活動強化方策策定支援研修会はオンデマンド配信実施
		2. 全国会議等研修会	2,949,000	2,527,000	422,000	全国大会 1,969,000 関東ブロック活動研究協議会 594,000 全国民生委員指導者研修会 102,000 全国児童委員活動研修会 148,000 民生委員リーダー研修会 136,000
	2. 調査広報費		4,721,000	4,841,000	△ 120,000	
		1. 委員会費	578,000	692,000	△ 114,000	総合企画委員会 183,000 広報委員会 195,000 通信員連絡会 200,000

科 目			本年度予算	前年度予算	比較増減 (△)	説 明
大区分	中区分	小区分				
		2. 広報活動費	3,999,000	3,999,000	0	県民児協だより発行費 2,434,000 民生委員児童委員活動PR作成費 703,000 HP管理費 251,000 情報提供等通信運搬費等 611,000
		3. 連絡調整 会議費	144,000	150,000	△ 6,000	事務担当者会議 18,000 児相長との連絡会議費 63,000 県行政との懇談会 63,000
	3. 地域福祉活動費		14,188,000	14,259,000	△ 71,000	
		1. 市町村民児協 支援費	9,856,000	9,886,000	△ 30,000	※当該年度の定数を基準に積算
		2. 活動推進費	3,600,000	3,641,000	△ 41,000	個別援助票等印刷代 105,000 ブロック別活動助成費 770,000 保険掛金助成金 1,802,000 活動強化方策支援金 203,000 民生委員児童委員活動関連資料 720,000
		3. 指定民児協 推進費	732,000	732,000	0	指定民協助成 202,000 活動推進事業 530,000
	4. 物資幹旋費		10,000	10,000	0	
		1. 物資幹旋費	10,000	10,000	0	民生委員バッジ・ネックレス等
3. 互助事業費			7,407,000	3,235,000	4,172,000	
	1. 県単互助事業費		1,290,000	1,290,000	0	
		1. 県単弔慰金	450,000	450,000	0	
		2. 県単見舞金	840,000	840,000	0	
	2. 全国互助事業費		1,838,000	1,838,000	0	
		1. 全国弔慰金	620,000	620,000	0	
		2. 全国見舞金	1,218,000	1,218,000	0	
	3. 退任記念品作成費		4,279,000	107,000	4,172,000	
		1. 退任記念品作成費	4,279,000	107,000	4,172,000	
4. 積立金			5,265,000	125,000	5,140,000	
	1. 積立金		5,265,000	125,000	5,140,000	
		1. 退任記念品積立金等	5,245,000	105,000	5,140,000	退任記念品積立金
		2. 運用準備金積立金	10,000	10,000	0	運用準備金
		3. 一斉改選積立金	10,000	10,000	0	一斉改選準備積立金
5. 予備費			10,000	10,000	0	
	1. 予備費		10,000	10,000	0	
		1. 予備費	10,000	10,000	0	
支 出 合 計			52,169,000	43,945,000	8,224,000	

※ 千円未満は切り上げ

神奈川県民生委員児童委員協議会

会 則・要 綱

- 1 神奈川県民生委員児童委員協議会会則
- 2 神奈川県民生委員児童委員協議会総合企画委員会設置要綱
- 3 神奈川県民生委員児童委員協議会広報委員会設置要綱
- 4 神奈川県民生委員児童委員協議会ブロック別活動運営要綱
- 5 神奈川県民生委員児童委員協議会役員及び会員の旅費支給要綱
- 6 神奈川県民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱

神奈川県民生委員児童委員協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県民生委員児童委員協議会という。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、横浜市神奈川区におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員の資質向上、相互の連絡提携、及び親睦をはかるとともに民間の奉仕者としての活動を強化し、社会福祉の発展向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の職務を遂行するに必要な各種調査、研究、研修会等の開催
- (2) 会員の互助及び親睦
- (3) 神奈川県社会福祉協議会との有機的連携と協力
- (4) 関係機関との連絡及び提携
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織及び役員

(会 員)

第5条 本会は、神奈川県民生委員児童委員を会員として組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理 事 市町村民生委員児童委員協議会の数に基づく人数とする。
- (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち、常任理事を選出し、常任理事たる会長1名、副会長3名をおく。
- 3 常任理事については、合併等により市町村数に変更が生じた場合には、次期の一斉改選時に新たに定める。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、常任理事は、理事の互選とし総会の承認を得る。

- 2 理事は、市町村民生委員児童委員協議会会長とする。
- 3 監事は、理事会において選任し、総会の承認を得る。ただし、監事は理事を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、本会の会務を統括し、会長のみが本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。

- 4 理事は、理事会を組織し、会務の重要な事項を執行する。
- 5 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問にこたえる。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし総会の議長は出席者の中から選出する。
- 3 会議は、定数の半数以上の出席（ウェブ会議システム上での出席を含む）がなければ開くことができない。
- 4 会長は、特別の事情があるときは書面をもって意見を求め、会議に代えることができる。

(議 事)

第12条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会議に出席できない理事、地区民児協会長（民生委員法第25条に定めるところの民生委員協議会会長）は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面をもって議決に加わることができる。
- 3 会長は、特別の事情があるときは書面をもって意見を求め、評決に代えることができる。

(総 会)

第13条 総会は、年2回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会は、地区民児協会長をもって構成し次の事項を審議する。
 - (1) 規定の制定および改廃に関すること
 - (2) 事業計画および予算に関すること
 - (3) 事業報告および決算に関すること
 - (4) その他会長が付議した事項

(理事会)

第14条 理事会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業執行に関する重要な事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) 総会の議決で委任された事項
 - (4) その他会長が付議した事項
- 2 監事は、理事会に出席することができる。ただし議決に加わることはできない。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 事業執行に関する事項
- (3) 理事会の議決で委任された事項
- (4) その他会長が付議した事項

第4章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第16条 本会の事業を効果的に行うため、部会を設けさらに必要あるときは委員会を設けることができる。

2 部会及び委員会に関する規定は、別に定める。

第5章 資産及び会計

(経 費)

第17条 本会の経費は会費、補助金、委託金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(予 算)

第18条 本会の予算は、事業計画とともに会長が作成し、理事会の議を経て、毎会計年度開始前、総会の議決を経なければならない。

(決 算)

第19条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第21条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第6章 事 務 局

(事務局)

第22条 本会の会務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局に関する規定は、別に定める。

第7章 会則の改定

(会則の改定)

第23条 この会則を改定しようとするときは、理事会の議を経て、総会出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

付 則

- 1 この会則は、昭和44年6月19日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 役員の任期は、第9条の規定に関わらず、昭和58年11月30日から施行する。

付 則

この会則は、昭和59年3月27日から施行する。

付 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成4年12月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成9年6月14日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成12年6月13日から施行する。

付 則

この会則は、平成18年3月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年12月25日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年6月29日から施行する。

付 則

この会則は、令和4年7月4日から施行する。

神奈川県民生委員児童委員協議会総合企画委員会設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、神奈川県民生委員児童委員協議会（以下、「県民児協」という）・総合企画委員会（以下、「委員会」という）の設置、運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 県民児協の活動方針・計画、事業内容についての検討をおこなう。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次にあげる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県民児協役員
- (3) 地区民児協会長
- (4) 主任児童委員・民生委員児童委員
- (5) 市町村民児協事務局
- (6) 県所管課

2 委員の数は若干名とする。

3 委員会に委員長1名を置く。委員長は委員の互選とする。

4 必要に応じて委員会の下にワーキング・グループを設置することができる。

5 必要に応じてオブザーバーを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 委員長は必要に応じて、関係者を臨時委員として会議に招くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は県民児協に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

2 当初の委員の任期は、第5条にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成12年12月18日から施行する。

4 この要綱は、平成14年3月11日から施行する。

5 この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

神奈川県民生委員児童委員協議会広報委員会設置要綱

(設 置)

第1条 神奈川県民生委員児童委員協議会会則第16条の規程により、広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、神奈川県内における民生委員児童委員活動の状況を中心にとりあげ、情報提供による会員の意識の高揚を目的に発行する機関紙の編集にあたる。

(構 成)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織し、うち1名を委員長、1名を副委員長とする。

(委 嘱)

第4条 委員は、会員、機関紙の編集に関して専門的知識を有する者の中から、常任理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(服 務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任 務)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

神奈川県民生委員児童委員協議会ブロック別活動運営要綱

1. 目的

民生委員児童委員活動を地域レベルで推進し、会員の資質向上、相互の連絡提携および親睦をはかるとともに、民間の奉仕者としての活動を強化し、社会福祉の発展向上に寄与することを目的とする。

また、神奈川県民生委員児童委員協議会（以下、県民児協）の運営に各市町村民児協の意見等を反映させるため、常任理事の選出母体とするとともに、各種委員会の委員等を選出する基本単位とする。

2. 活動

上記の目的を具体化するための事業として、以下のとおり例示する。

- (1) ブロック内民児協会議および打合せ
- (2) 研修会
- (3) 関係機関連絡会
- (4) 役員・委員の選出
- (5) その他、ブロック内の情報交換や連携を目的とする活動

3. 組織

ブロック区分は、地域の特性やこれまでの活動上の関係性を勘案し、県内に6つのブロックを設置するものとする。

ブロック内には幹事民児協をおくことができる。幹事民児協は、県民児協常任理事の指導のもとに会議運営に関する事務、活動経費の管理等を行う。また幹事民児協会長は、常任理事との協力により会議等の司会等、ブロック会議の運営を行う。

4. 助成

ブロック別活動の活動経費は、県民児協からの活動助成費をもって充てる。ただし、ブロック内全市町村の合意により、各市町村民児協による負担金等を拠出することができる。

この他、助成の内容ならびに方法については、別途運営要領を定める。

5. 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県民生委員児童委員協議会役員及び会員の旅費支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）役員及び会員が県民児協の用務のため旅行する場合の旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅行は、県内旅行及び県外旅行の2種類とする。

2 県内旅行は、神奈川県内における旅行及び東京都の区に存する区域との間における旅行をいう。

3 県外旅行は、前項に定める領域を除いた本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）内並びに本邦と前項に定める区域との間における旅行をいう。

(旅費の支給)

第3条 役員及び会員が旅行命令を受けて県民児協の用務のため旅行した場合、当該者に対し旅費実費及び別表による日当を支給する。

2 役員及び会員以外の者が、県民児協の依頼を受けて県民児協の用務のため旅行した場合、当該者に対し県民児協の例に準じ旅費を支給する。

(旅行命令)

第4条 旅行は、会長が発する旅行命令によっておこなわなければならない。

2 会長は、県民児協役員及び会員に対し、業務の円滑な遂行を図るため必要であり、かつ、旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

(準用規定)

第5条 外国旅行、その他この要綱に定めのない事情については、神奈川県社会福祉協議会の例による。

(委 任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成8年4月17日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
2. この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
3. この要綱は、平成11年4月16日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
4. この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
5. この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

1. 県民児協役員及び会員支給の日当・宿泊料及び食事料

日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
2, 561円	12, 500円	11, 200円	2, 300円

備考 この表中甲地方とは、神奈川県並びに東京都、大阪府、兵庫県、福岡県、名古屋市及び京都市のうち、神奈川県の規則で定める地域をいう。乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2. 県民児協事業への参加支給内容

(1) 旅費実費と日当支給

正副会長会議
常任理事会
理事会
監事会
総合企画委員会
広報委員会
各種検討委員会
各種連絡会

(2) 市町村民児協負担

総 会
県民児協主催研修会等
県社協主催研修会等

神奈川県民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱

1. 趣 旨

会員の互助を目的として民生委員児童委員相互の親睦をはかる。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、神奈川県民生委員児童委員協議会（以下、「県民児協」という）とする。

3. 会員及び運営資金

会員は神奈川県民生委員児童委員とし、この事業は県民児協一般会計の会費をもって運営資金とする。会費は、毎年会計年度開始前の総会の決議を経て定める。

4. 事業の内容

会員に対し、次に該当する場合給付を行う。申請は、(1)から(5)にあげる事項の発生後1年以内に行うこと。

(1) 死亡弔慰（但し退任記念品を併せて贈る）

ア 会員が死亡したとき

(ア) 公務上死亡したとき（公務死亡） 30,000 円

(イ) 死亡したとき（一般死亡） 20,000 円

イ 会員の配偶者が死亡したとき 10,000 円

(2) 傷病見舞

会員が傷病にかかったとき

ア 公務上傷害を受けたとき（公務傷害） 10,000 円

イ 公務に起因する疾病にかかったとき（公務疾病） 10,000 円

ウ 入院・通院など発生後1ヶ月以上の療養を必要とした傷病にかかったとき
（一般傷病） 10,000 円

(3) 出産祝

会員が出産したとき 10,000 円

(4) 災害見舞

会員自宅が災害により全壊・大規模半壊・中規模半壊または半壊・準半壊したとき
10,000 円

(5) 退任慰労

在任期間が3年以上の会員が退任したとき 記 念 品

5. 給付内容

(1) 弔慰及び見舞は「県民児協」として金員によって行う。

(2) 退任慰労は「県民児協」として県民児協作製による記念品を贈る。

(3) 会員の死亡弔慰にあたっては県民児協会長の弔辞（県民児協互助様式第1号）を贈る。

会員の退任にあたっては、県民児協のあいさつ（県民児協互助様式第2号）を贈る。

なお、死亡による退任の場合は遺族に対し県民児協会長のあいさつ（県民児協互助様式第3号）を贈る。

6. 申請手続

市町村民児協会長は、管内の民生委員・児童委員またはその遺族から死亡、傷病または災害に対して申し出があったときはその事実を確認のうえ、全国民生委員互助共励事業による給付金申請書（全国互助様式第2号）によりあらかじめ定められた書類を添付して毎月10日までに県民児協会長に申請する。

なお、出産祝いについては、県民児協互助申請様式（出産祝金）「会員出産祝い金 申請書」及び「出産確認書」を用いることとし、3年1期のみ退任慰労については「退任慰労（3年1期のみ）申請書」及び「退任確認書（互助様式第8号）」を用いることとする。

7. 県民児協の業務

- (1) 県民児協会長は、市町村民児協会長からの給付金申請書を受けて毎月末に審査をし、決定したものを受付処理台帳に記入する。
- (2) 県民児協事務局は毎月末に市町村民児協事務局あて、全国互助事業および県民児協互助事業の給付決定通知書を送付し、併せて給付金を種類別に分類し、領収書を添えて送金する。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、神奈川県民生委員児童委員互助共励事業に関する必要な事項は神奈川県民児協会長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和44年6月19日から設置する。

この要綱は、昭和46年4月1日から一部改正する。

この要綱は、昭和49年4月1日から一部改正する。

この要綱は、昭和52年12月1日から一部改正する。

この要綱は、昭和55年4月1日から一部改正する。

この要綱は、昭和62年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成6年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成16年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成20年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成23年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成29年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正する。

この要綱は 令和3年2月18日から一部改正し、「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害にさかのぼり適用する。

この要綱は 令和4年2月4日から一部改正し、「中規模半壊」基準は令和2年7月3日以降発生した災害にさかのぼり適用する。

この要綱は 令和4年11月14日から一部改正する。

(参考:互助事業 給付内容一覧)

令和7年4月1日時点

区 分		県 民 児 協	全 国
死 亡 弔 慰	公 務 死 亡	30,000 円 (退任記念品を併せて給付。記念品の 考え方は、「退任慰労」欄を参照。)	200,000 円以内
	一 般 死 亡	20,000 円 (退任記念品を併せて給付。記念品の 考え方は、公務死亡と同様とする。)	30,000 円
	配偶者死亡	10,000 円	10,000 円
傷 病 見 舞	公 務 傷 害	10,000 円	150,000 円以内
	公 務 疾 病		
	一 般 傷 病	1 ヲ月以上 10,000 円	2ヵ月以上 10,000 円 1ヵ月以上2ヵ月未満 8,000 円
会員出産祝い金		10,000 円	——
災 害 見 舞	全壊・大規模半壊 ・中規模半壊	10,000 円	100,000 円
	半壊・準半壊	10,000 円	50,000 円
退任慰労		<記念品> 全国の退任慰労金は退任記念品(現在は、クオカード)の作製費に充 てる。 記念品は、任期3年以上の委員にお渡しするとし、渡す記念品は次 のとおり。 3年:2,000円相当 3年を越える9年未満:3,000円相当 9年以上15年未満:4,000円相当 15年以上:5,000円相当	

※県民児協と全社協の制度では、取扱が一部異なりますので、ご確認ください。

※委員の死亡弔慰については、上記互助事業のほかに、県社協から 3,000 円の弔慰金が交付さ
れます(互助給付金とは別途送金され、県社協民生委員児童委員部会より通知されます)。

理 事 ・ 監 事 ・ 顧 問
単 位 民 児 協 会 長
市 町 村 民 児 協
名 簿

※次頁以降の内容については、令和7年4月1日（予定）の内容を記載しております。

神奈川県民生委員児童委員協議会

役員名簿

◎会長 ○副会長 ☆常任理事 (無印=理事)

No.	地 域 名	氏 名
1	横須賀市	○ 白 井 幸 江
2	平 塚 市	○ 小 原 公 一
3	鎌 倉 市	千 代 美和子
4	藤 沢 市	◎ 三 觜 壽 則
5	小田原市	岡 田 健
6	茅ヶ崎市	☆ 木 下 操
7	逗 子 市	坂 口 敏 子
8	三 浦 市	☆ 笹 谷 月 慧
9	秦 野 市	田 村 正 一
10	厚 木 市	☆ 宮 本 隆
11	大 和 市	☆ 村 上 法 芳
12	伊 勢 原 市	☆ 白 鳥 勉
13	海 老 名 市	田 中 昭 雄
14	座 間 市	橋 本 孝 一
15	南 足 柄 市	井 出 晴 明
16	綾 瀬 市	○ 二ノ宮 要 子
17	愛 川 町	小 島 重 夫
18	清 川 村	山 田 富 夫
19	葉 山 町	安 島 浩 輔

No.	地 域 名	氏 名
20	寒 川 町	森 井 順 子
21	大 磯 町	織 戸 明
22	二 宮 町	守 屋 保 子
23	中 井 町	石 鍋 勝 夫
24	大 井 町	寺 下 かつ子
25	松 田 町	☆ 小 野 治三郎
26	山 北 町	瀬 戸 一 男
27	開 成 町	瀬 戸 俊 彦
28	箱 根 町	村 上 ちず子
29	真 鶴 町	☆ 横 山 公
30	湯 河 原 町	布施谷 日出一

監 事 名 簿		
1	茅ヶ崎市	井 上 明
2	逗 子 市	市 川 悟

顧 問 名 簿	
1	桐 生 行 雄

単位民児協会長名簿

民生委員・児童委員数については定数（令和7年4月1日時点）です。

○は会長を表します。

横須賀市

18地区 584人（区域担当545人・主任児童委員39人）

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
1	港 南	所 隆一	26	2	28
2	下 町	瀧野 英子	49	3	52
3	上 町 第 1	片山 満里	17	2	19
4	上 町 第 2	今津 直記	26	2	28
5	追 浜	矢内 敏郎	46	3	49
6	田 浦	薬袋 豊夫	28	2	30
7	逸 見	石坂 千恵子	14	2	16
8	衣 笠 第 1	井澤 與	39	2	41
9	衣 笠 第 2	檜山 直春	37	2	39
10	大 津	嶋口 司	39	2	41
11	浦 賀	本多 利夫	41	3	44
12	鴨 居	松本 加代子	33	2	35
13	久里浜第1	加藤 光子	36	2	38
14	久里浜第2	君島 富美江	28	2	30
15	北 下 浦	川村 和子	34	2	36
16	武 山	臼井 恵美子	22	2	24
17	長 井	○ 白井 幸江	14	2	16
18	大 楠	玉泉 隆治	16	2	18
			545	39	584

平塚市

23地区 408人（区域担当362人・主任児童委員46人）

1	富 士 見	橘川 尚子	26	2	28
2	崇 善	内田 実	25	2	27
3	松 原	武井 和夫	10	2	12
4	港	荒木 學	21	2	23
5	花 水	○ 小原 公一	26	2	28
6	な で し こ	小室 修二	13	2	15
7	八 幡	山田 実	10	2	12
8	真 土	齋藤 靖彦	10	2	12
9	四 之 宮	小玉 洋忠	16	2	18
10	中 原	佐草 恭造	18	2	20
11	南 原	岩崎 悦子	9	2	11
12	松 が 丘	五十嵐 都	12	2	14

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
13	豊田	島村 明美	7	2	9
14	田村	和田 守兄	16	2	18
15	大神	小室 次男	9	2	11
16	横内	今井 高次	15	2	17
17	城島	山崎 正	8	2	10
18	岡崎	菅原 勝史	12	2	14
19	金田	井上 勝博	13	2	15
20	土沢	中山 裕史	12	2	14
21	旭南	眞壁 隆芳	26	2	28
22	旭北	岩井 良男	26	2	28
23	金目	齊藤 良裕	22	2	24
			362	46	408

鎌倉市

10地区 226人（区域担当206人・主任児童委員20人）

1	第一	三橋 誠	20	2	22
2	第二	筋 依子	17	2	19
3	第三	太田 由美子	23	2	25
4	第四	和田 恒夫	19	2	21
5	第五	田島 重雄	15	2	17
6	第六	宮田 進	24	2	26
7	第七	角田 孝子	23	2	25
8	第八	尾島 珠世	23	2	25
9	第九	平井 潤子	25	2	27
10	第十	○ 千代 美和子	17	2	19
			206	20	226

藤沢市

16地区 520人（区域担当485人・主任児童委員35人）

1	藤沢東部	板原 直枝	32	2	34
2	藤沢西部	石井 康子	28	2	30
3	善行	大橋 新太郎	39	3	42
4	鵜沼東	佐藤 眞知子	35	2	37
5	鵜沼南	平山 道彦	32	2	34
6	村岡	三浦 絹子	29	2	31
7	片瀬	角田 吉弘	29	2	31
8	辻堂東	末吉 育子	32	2	34
9	辻堂西	徳嶋 秀明	24	2	26
10	明治	○ 三觜 壽則	29	2	31
11	六会	堀口 陽子	38	3	41
12	長後	原田 稔	35	2	37

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
13	御 所 見	大山 睦子	26	2	28
14	遠 藤	重田 幸雄	13	2	15
15	湘 南 大 庭	森 もと江	31	2	33
16	湘 南 台	道端 薫	33	3	36
			485	35	520

小田原市

26地区 344人（区域担当292人・主任児童委員52人）

1	緑	大野 直美	10	2	12
2	新 玉	中島 秀子	9	2	11
3	万 年	高橋 二三代	7	2	9
4	幸	加藤 祥子	9	2	11
5	十 字	曾我 由美	6	2	8
6	足 柄	瀬戸 昌子	8	2	10
7	芦 子	○ 岡田 健	12	2	14
8	二 川	土屋 桂一郎	8	2	10
9	東 富 水	磯崎 伸子	19	2	21
10	富 水	小林 財子	19	2	21
11	久 野	伊澤 秀一	16	2	18
12	大 窪	石原 陽子	11	2	13
13	早 川	本田 耕士	11	2	13
14	山王網一色	岩田 隆一	8	2	10
15	下 府 中	御手洗 秀男	17	2	19
16	富 士 見	清藤 秀子	7	2	9
17	桜 井	山本 寛	19	2	21
18	豊 川	山室 秀子	13	2	15
19	上 府 中	田邊 淳子	12	2	14
20	下 曾 我	穂坂 雄司	6	2	8
21	国 府 津	小澤 良一	17	2	19
22	酒 匂	五十嵐 尚美	22	2	24
23	片 浦	押田 道子	4	2	6
24	曾 我	稲毛 竹男	7	2	9
25	前 羽	椎野 千鶴子	5	2	7
26	橘 北	石塚 ミドリ	10	2	12
			292	52	344

茅ヶ崎市

13地区 329人（区域担当303人・主任児童委員26人）

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
1	茅ヶ崎	井上 明	24	2	26
2	茅ヶ崎南	鈴木 ひとみ	19	2	21
3	南湖	石井 忠彦	13	2	15
4	海岸	丸山 泰	28	2	30
5	鶴嶺東	○ 木下 操	30	2	32
6	鶴嶺西	濱田 盛厚	20	2	22
7	湘南	和賀 始	22	2	24
8	松林	小澤 雅子	28	2	30
9	湘北	池田 富士夫	34	2	36
10	小和田	山田 恒久	19	2	21
11	松浪	高田 陽子	28	2	30
12	浜須賀	安倍 澄子	20	2	22
13	小出	毛利 和夫	18	2	20
			303	26	329

逗子市

3地区 80人（区域担当74人・主任児童委員6人）

1	東部	○ 坂口 敏子	26	2	28
2	中部	市川 悟	20	2	22
3	西部	産形 喜江	28	2	30
			74	6	80

三浦市

3地区 90人（区域担当83人・主任児童委員7人）

1	三崎	脇谷 和之	42	3	45
2	南下浦	村山 清文	25	2	27
3	初声	○ 笹谷 月慧	16	2	18
			83	7	90

秦野市

12地区 260人（区域担当236人・主任児童委員24人）

1	本町	島津 誠一	24	2	26
2	南	和田 房枝	23	2	25
3	東	小澤 みつ江	18	2	20
4	北	内野 三郎	16	2	18
5	大根	中志 陽一	17	2	19
6	西	添野 幹子	22	2	24
7	渋沢	石川 義雄	23	2	25
8	末広	水流 嘉津子	21	2	23
9	南が丘	山間 正敏	15	2	17
10	広畑	北村 均	15	2	17
11	鶴巻	丸山 清江	23	2	25
12	堀川	○ 田村 正一	19	2	21
			236	24	260

厚木市

15地区 304人（区域担当273人・主任児童委員31人）

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
1	厚 木 北	遠藤 勝	28	2	30
2	厚 木 南	佐藤 由利子	17	2	19
3	依 知 北	菅野 道男	19	2	21
4	依 知 南	加藤 延幸	13	2	15
5	睦 合 北	曾根 茂	11	2	13
6	睦 合 南	小澤 彰	22	2	24
7	睦 合 西	小泉 京子	12	2	14
8	荻 野	古道 弘	30	2	32
9	小 鮎	○ 宮本 隆	19	2	21
10	南 毛 利 北	相橋 裕	42	3	45
11	南 毛 利 南	江良 泰成	14	2	16
12	玉 川	三橋 貞夫	8	2	10
13	相 川	秦 啓子	19	2	21
14	緑 ケ 丘	井上 敏昭	10	2	12
15	森 の 里	岡田 和男	9	2	11
			273	31	304

大和市

11地区 277人（区域担当255人・主任児童委員22人）

1	下 鶴 間	村瀬 てる代	33	2	35
2	中 央 林 間	菊地 美智子	26	2	28
3	南 林 間	坂本 真弓	32	2	34
4	鶴 間	畠山 俊次	26	2	28
5	深 見 大 和	○ 村上 法芳	25	2	27
6	上 草 柳	鈴木 トシ子	16	2	18
7	中 央	山形 妙子	21	2	23
8	桜 丘	田所 武雄	12	2	14
9	和 田	平野 あや子	23	2	25
10	福 田 北	菊地 慶子	18	2	20
11	福 田 南	村山 明彦	23	2	25
			255	22	277

伊勢原市

6地区 144人（区域担当131人・主任児童委員13人）

1	伊 勢 原 北	金子 末廣	25	2	27
2	伊 勢 原 南	松村 和昭	31	2	33
3	大山高部屋	伊藤 末治	19	2	21
4	比 々 多	萩原 雅	14	2	16
5	成 瀬	○ 白鳥 勉	31	3	34
6	大 田	佐藤 恵子	11	2	13
			131	13	144

海老名市

6地区 157人（区域担当145人・主任児童委員12人）

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
1	北 部	○ 田中 昭雄	21	2	23
2	東 部	江崎 みや子	28	2	30
3	中 央	田中 純子	24	2	26
4	中 部	佐藤 隆治	21	2	23
5	西 部	榮 芳朗	23	2	25
6	南 部	金子 幸枝	28	2	30
			145	12	157

座間市

6地区 144人（区域担当132人・主任児童委員12人）

1	第 一	中村 由美	27	2	29
2	第 二	小林 肇子	24	2	26
3	第 三	○ 橋本 孝一	19	2	21
4	第 四	藤見 睦彦	24	2	26
5	第 五	嶋村 真由美	19	2	21
6	第 六	宮代 孝男	19	2	21
			132	12	144

南足柄市

2地区 61人（区域担当57人・主任児童委員4人）

1	中 央	伊藤 健一	31	2	33
2	岡 本	○ 井出 晴明	26	2	28
			57	4	61

綾瀬市

6地区 132人（区域担当120人・主任児童委員12人）

1	中 央	藤原 百合子	24	2	26
2	綾 南	中川 紀夫	19	2	21
3	綾 北	矢澤 洋	20	2	22
4	寺 尾	○ 二ノ宮 要子	26	2	28
5	西 部	井田 智之	15	2	17
6	早 園	小関 容子	16	2	18
			120	12	132

愛川町

2地区 64人（区域担当59人・主任児童委員5人）

1	南	深沢 修	34	2	36
2	北	○ 小島 重夫	25	3	28
			59	5	64

清川村

1地区 10人（区域担当8人・主任児童委員2人）

1	清 川 村	○ 山田 富夫	8	2	10
---	-------	---------	---	---	----

葉山町

1地区 54人（区域担当51人・主任児童委員3人）

番号	地区名	氏名	民生委員・児童委員数		
			区域担当委員	主任児童委員	合計
1	葉 山 町	○ 安島 浩輔	51	3	54

寒川町

3地区 73人（区域担当68人・主任児童委員5人）

1	南 部	小西 悦子	22	2	24
2	中 部	三留 当美代	22	2	24
3	北 部	○ 森井 順子	24	1	25
			68	5	73

大磯町

1地区 54人（区域担当52人・主任児童委員2人）

1	大 磯 町	○ 織戸 明	52	2	54
---	-------	--------	----	---	----

二宮町

1地区 47人（区域担当44人・主任児童委員3人）

1	二 宮 町	○ 守屋 保子	44	3	47
---	-------	---------	----	---	----

中井町

1地区 25人（区域担当23人・主任児童委員2人）

1	中 井 町	○ 石鍋 勝夫	23	2	25
---	-------	---------	----	---	----

大井町

1地区 39人（区域担当37人・主任児童委員2人）

1	大 井 町	○ 寺下 かつ子	37	2	39
---	-------	----------	----	---	----

松田町

1地区 40人（区域担当38人・主任児童委員2人）

1	松 田 町	○ 小野 治三郎	38	2	40
---	-------	----------	----	---	----

山北町

1地区 38人（区域担当36人・主任児童委員2人）

1	山 北 町	○ 瀬戸 一男	36	2	38
---	-------	---------	----	---	----

開成町

1地区 35人（区域担当33人・主任児童委員2人）

1	開 成 町	○ 瀬戸 俊彦	33	2	35
---	-------	---------	----	---	----

箱根町

1地区 45人（区域担当42人・主任児童委員3人）

1	箱 根 町	○ 村上 ちず子	42	3	45
---	-------	----------	----	---	----

真鶴町

1地区 21人（区域担当19人・主任児童委員2人）

1	真 鶴 町	○ 横山 公	19	2	21
---	-------	--------	----	---	----

湯河原町

1地区 54人（区域担当50人・主任児童委員4人）

1	湯 河 原 町	○ 布施谷 日出一	50	4	54
---	---------	-----------	----	---	----

市町村民生委員児童委員協議会一覧

名 称	〒	住 所	電話
			FAX
横須賀市民生委員児童委員協議会	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館2階 市社協 地域福祉課	046(821)1301
			046(827)0264
平塚市民生委員児童委員協議会	254-8686	平塚市浅間町9-1 福祉総務課地域福祉担当	0463(21)9848
			0463(21)9742
鎌倉市民生委員児童委員協議会	248-8686	鎌倉市御成町18-10 生活福祉課	0467(61)3958
			0467(23)7505
藤沢市民生委員児童委員協議会	251-8601	藤沢市朝日町1-1 福祉総務課	0466(50)8245
			0466(50)8441
小田原市民生委員児童委員協議会	250-8555	小田原市荻窪300 福祉政策課福祉政策係	0465(33)1863
			0465(33)1849
茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 地域福祉課福祉活動推進担当	0467(81)7152
			0467(82)5157
逗子市民生委員児童委員協議会	249-8686	逗子市逗子5-2-16 社会福祉課社会福祉係	046(873)1111
			046(873)4520
三浦市民生委員児童委員協議会	238-0298	三浦市城山町1-1 福祉課	046(882)1111
			046(881)0148
秦野市民生委員児童委員協議会	257-0054	秦野市緑町16-3 秦野市保健福祉センター内 市社協 団体事務センター管理班	0463(84)5511
			0463(85)1301
厚木市民生委員児童委員協議会	243-0018	厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター5階 市社協 地域福祉係	046(225)2949
			046(225)3036
大和市民生委員児童委員協議会	242-0004	大和市鶴間1-31-7 保健福祉センター内 福祉総務課地域福祉係	046(260)5604
			046(262)0999
伊勢原市民生委員児童委員協議会	259-1188	伊勢原市田中348 地域福祉推進課	0463(94)4718
			0463(95)7612
海老名市民生委員児童委員協議会	243-0492	海老名市勝瀬175-1 福祉政策課	046(235)4820
			046(235)7015
座間市民生委員児童委員協議会	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1 地域福祉課	046(252)7127
			046(255)3550
南足柄市民生委員児童委員協議会	250-0192	南足柄市関本440 福祉課	0465(43)7553
			0465(74)0545
綾瀬市民生委員児童委員協議会	252-1192	綾瀬市早川550 福祉総務課	0467(70)5613
			0467(70)5702
愛川町民生委員児童委員協議会	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1 福祉支援課地域福祉班	046(285)2111
			046(285)6010
清川村民生委員児童委員協議会	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 子育て健康福祉課健康福祉係	046(288)3861
			046(288)2025
葉山町民生委員児童委員協議会	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135 福祉課社会福祉係	046(876)1111
			046(876)1717
寒川町民生委員児童委員協議会	253-0196	高座郡寒川町宮山165 福祉課総務担当	0467(74)1111
			0467(74)5613

名 称	〒	住 所	電話
			FAX
大磯町民生委員児童委員協議会	255-8555	中郡大磯町東小磯183 福祉課地域福祉係	0463(61)4100
			0463(61)6002
二宮町民生委員児童委員協議会	259-0196	中郡二宮町二宮961 福祉保険課	0463(75)9289
			0463(73)0134
中井町民生委員児童委員協議会	259-0153	足柄上郡中井町比奈窪104 - 1 福祉課	0465(81)5548
			0465(81)5657
大井町民生委員児童委員協議会	258-0019	足柄上郡大井町金子1964-1 福祉課	0465(83)8024
			0465(83)8016
松田町民生委員児童委員協議会	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037 福祉課	0465(83)1226
			0465(44)4685
山北町民生委員児童委員協議会	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4 福祉課	0465(75)3644
			0465(79)2171
開成町民生委員児童委員協議会	258-0021	足柄上郡開成町吉田島1043-1 町社協内	0465(82)5222
			0465(82)5928
箱根町民生委員児童委員協議会	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256 福祉課地域福祉係	0460(85)7790
			0460(85)8124
真鶴町民生委員児童委員協議会	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244 - 1 保険福祉課	0465(68)1131
			0465(68)5119
湯河原町民生委員児童委員協議会	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2 - 2 - 1 社会福祉課	0465(63)2111
			0465(63)2940

名 称	〒	住 所	電話
			FAX
神奈川県民生委員児童委員協議会	221-08435	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター12階	045(534)5812
			045(312)6307

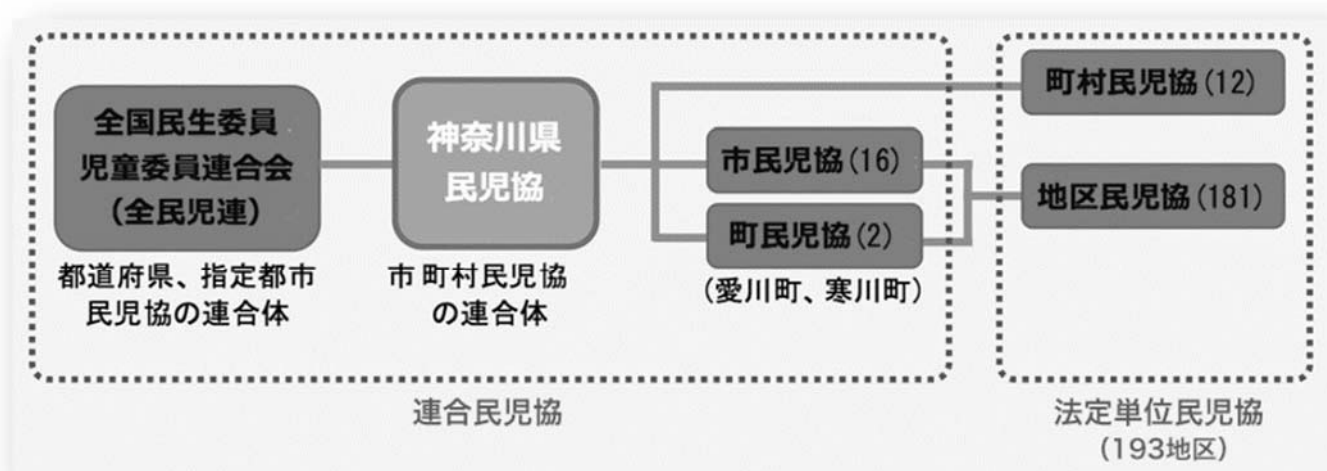
名 称	〒	住 所	電話
			FAX
全国民生委員児童委員連合会	100-8980	東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	03(3581)6747
			03(3581)6748

* 神奈川県民児協の位置づけ *

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」(略称:民児協)に所属し活動しています。

この市町村の一定区域ごと(町村は、原則として町村全域で一つの区域)に民児協を設置することは民生委員法第20条に規定されていることから、この民児協を「法定単位民児協」と呼んでいます。

一方、市、区、都道府県・指定都市の段階にも民児協は設置されています。その範囲は法定単位民児協の区域よりも広域であり、その域内にある法定単位民児協の連合組織であることから「連合民児協」と呼ばれています。



神奈川県民児協は、政令指定都市を除く30市町村の民児協で構成されています。

任意で設置される組織ですが、県域の民生委員・児童委員の全員が参加し、

団結することにより発言力を強め、

民児協の役割のひとつである意見具申が効果的に行えるのです。

神奈川県民児協は、県域の民生委員・児童委員全員が

会員である「**会員組織**」です。

各市町村民児協の会長が集い、

方向性や活動内容を決定して進めています。

より良い民生委員・児童委員活動のために、

スケールメリットを生かした活動をする場として

運営していきましょう！

